

令和8年度 保育園・認定こども園 入園案内

◎受付期間

【令和8年4月1日から利用を希望する場合】

1次募集受付期間

令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月21日（金）

※1次募集利用調整で保留となった方は、自動的に2次募集利用調整対象となるため、希望園の変更等、申込内容に変更がなければ、2次募集の申込手続きは不要です。

2次募集受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）

※期間中の土曜、日曜、祝日は除きます。

※希望する園を追加・変更する場合は、上記の各期間内に就学前教育課（市役所3階）で変更の手続きをしてください。

※申込が不要になった場合、すみやかに取下げの手続きをしてください。

【年度途中（5月以降）から利用を希望する場合】

入園希望月の2か月前の25日まで（土曜、日曜、祝日の場合は翌開庁日まで）

令和8年のクラス年齢	
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
1歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日
0歳児	令和7年(2025年)4月2日～

必ずご確認を！

【育児休業・育児休業給付金の延長について】

手続きの際にハローワークから申込書類の写しの提出を求められます。

申込書類の写しが必要な方は、**本市(または園)に提出する前に、ご自身で申込書類(全ページ)の写しを必ずとっておいてください。**

※手続きの具体的な方法・必要書類等については、各自でお勤めの会社や所轄のハローワークにご確認ください。

（問合せ先） 玉野市教育委員会 就学前教育課

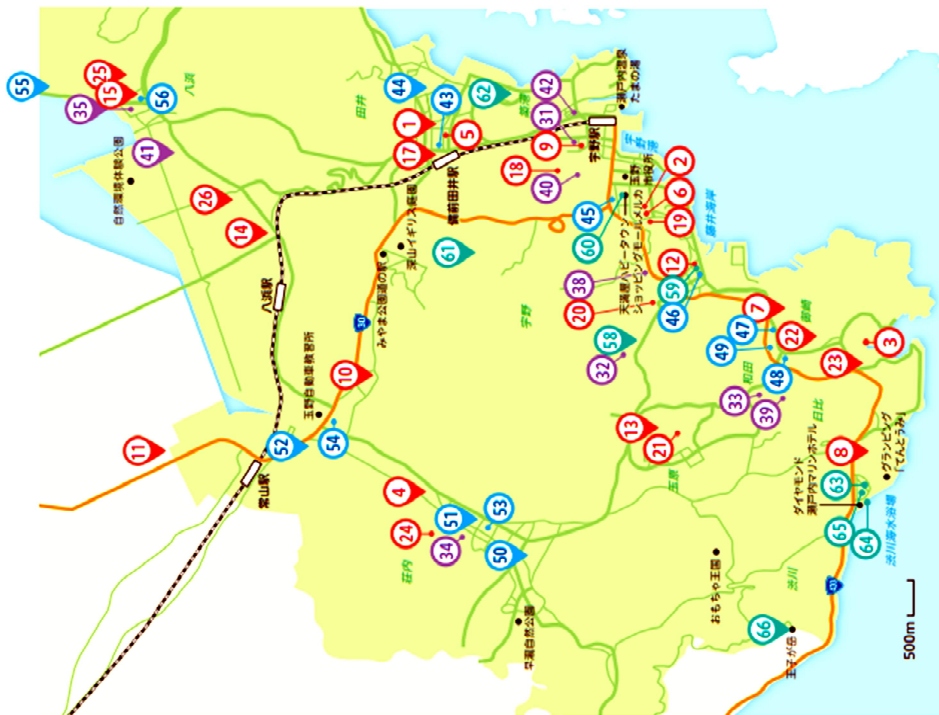
〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

TEL：0863-32-5573 FAX：0863-32-1329

目 次

➤	施設位置図（子育て関連マップ）	・ ・ ・ ・ ・	P.1
1	施設	・ ・ ・ ・ ・	P.2 - P.3
2	教育・保育給付認定と入園手続き		
	(1)給付認定の区分	・ ・ ・ ・ ・	P.4
	(2)保育の必要性の事由	・ ・ ・ ・ ・	P.5
	(3)保育の必要性の確認（現況調査）	・ ・ ・ ・ ・	P.5
	(4)利用時間	・ ・ ・ ・ ・	P.6
3	申込方法等		
	(1)提出書類	・ ・ ・ ・ ・	P.7 - P.8
	(2)提出先・受付時間	・ ・ ・ ・ ・	P. 9
	(3)提出時の注意点	・ ・ ・ ・ ・	P. 9
	(4)利用申込から利用開始までのスケジュール	・ ・ ・ ・ ・	P. 9 - P.10
	(5)健康診断の日程（令和8年4月1日入園の場合）	・ ・ ・ ・ ・	P.10
4	利用調整（選考）		
	(1)基本点数表	・ ・ ・ ・ ・	P.11
	(2)調整点数表	・ ・ ・ ・ ・	P.12
	(3)基本点数及び調整点数の合計点と同じになった場合の優先順位表	・ ・	P.12
5	保育料等		
	(1)保育料の算定	・ ・ ・ ・ ・	P.13
	(2)保育料及び副食費（おかず代）の金額	・ ・ ・ ・ ・	P.13
	令和8年度 玉野市保育料表（3歳児未満）	・ ・ ・ ・ ・	P.14
	(3)保育料の無償化及び軽減制度	・ ・ ・ ・ ・	P.15
	(4)保育料及び副食費の納付	・ ・ ・ ・ ・	P.16
6	その他保育サービス		
	(1)延長保育	・ ・ ・ ・ ・	P.17
	(2)預かり保育	・ ・ ・ ・ ・	P.17
	(3)こども誰でも通園制度（乳児等通園支援制度）	・ ・ ・ ・ ・	P.18
7	記入例 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書	・ ・ ・	P.19 - P.21
8	記入例 口座振替依頼書兼納付書送付依頼書	・ ・ ・ ・ ・	P.22
9	記入例 個人番号届出書	・ ・ ・ ・ ・	P.23
➤	「個人番号届出書」の提出方法について	・ ・ ・ ・ ・	P.24
➤	<参考資料>玉野市幼保一体化計画	・ ・ ・ ・ ・	P.25

子育て関連マップ



子育て関連マップ



リストを活用して
子育てに役立てよう！

子育て支援関連リスト

幼稚園

- ① 田井幼稚園
- ② 宇野幼稚園
- ③ 日比幼稚園
- ④ 庄内幼稚園

保育園

- ① 田井保育園
- ② 宇野保育園
- ③ 和野保育園
- ④ 和野保育園
- ⑤ 和野保育園
- ⑥ 和野保育園
- ⑦ 和野保育園
- ⑧ 和野保育園
- ⑨ 和野保育園
- ⑩ 和野保育園
- ⑪ 和野保育園
- ⑫ 和野保育園
- ⑬ 和野保育園
- ⑭ 和野保育園
- ⑮ 和野保育園
- ⑯ 和野保育園
- ⑰ 和野保育園
- ⑱ 和野保育園
- ⑲ 和野保育園
- ⑳ 和野保育園
- ㉑ 和野保育園
- ㉒ 和野保育園
- ㉓ 和野保育園
- ㉔ 和野保育園
- ㉕ 和野保育園
- ㉖ 和野保育園
- ㉗ 和野保育園
- ㉘ 和野保育園
- ㉙ 和野保育園
- ㉚ 和野保育園
- ㉛ 和野保育園
- ㉜ 和野保育園
- ㉝ 和野保育園
- ㉞ 和野保育園
- ㉟ 和野保育園
- ㊱ 和野保育園
- ㊲ 和野保育園
- ㊳ 和野保育園
- ㊴ 和野保育園
- ㊵ 和野保育園
- ㊶ 和野保育園
- ㊷ 和野保育園
- ㊸ 和野保育園
- ㊹ 和野保育園
- ㊺ 和野保育園
- ㊻ 和野保育園
- ㊼ 和野保育園
- ㊽ 和野保育園
- ㊾ 和野保育園
- ㊿ 和野保育園

認定こども園

- ① 玉野認定こども園
- ② 玉野認定こども園
- ③ 玉野認定こども園
- ④ 玉野認定こども園
- ⑤ 玉野認定こども園
- ⑥ 玉野認定こども園
- ⑦ 玉野認定こども園
- ⑧ 玉野認定こども園
- ⑨ 玉野認定こども園
- ⑩ 玉野認定こども園
- ⑪ 玉野認定こども園
- ⑫ 玉野認定こども園
- ⑬ 玉野認定こども園
- ⑭ 玉野認定こども園
- ⑮ 玉野認定こども園
- ⑯ 玉野認定こども園
- ⑰ 玉野認定こども園
- ⑱ 玉野認定こども園
- ⑲ 玉野認定こども園
- ⑳ 玉野認定こども園
- ㉑ 玉野認定こども園
- ㉒ 玉野認定こども園
- ㉓ 玉野認定こども園
- ㉔ 玉野認定こども園
- ㉕ 玉野認定こども園
- ㉖ 玉野認定こども園
- ㉗ 玉野認定こども園
- ㉘ 玉野認定こども園
- ㉙ 玉野認定こども園
- ㉚ 玉野認定こども園
- ㉛ 玉野認定こども園
- ㉜ 玉野認定こども園
- ㉝ 玉野認定こども園
- ㉞ 玉野認定こども園
- ㉟ 玉野認定こども園
- ㊱ 玉野認定こども園
- ㊲ 玉野認定こども園
- ㊳ 玉野認定こども園
- ㊴ 玉野認定こども園
- ㊵ 玉野認定こども園
- ㊶ 玉野認定こども園
- ㊷ 玉野認定こども園
- ㊸ 玉野認定こども園
- ㊹ 玉野認定こども園
- ㊺ 玉野認定こども園
- ㊻ 玉野認定こども園
- ㊼ 玉野認定こども園
- ㊽ 玉野認定こども園
- ㊾ 玉野認定こども園
- ㊿ 玉野認定こども園

小学校

- ① 田井小学校
- ② 宇野小学校
- ③ 宇野小学校

幼保施設・学校施設

- ① 玉野小学校
- ② 玉野小学校
- ③ 玉野小学校
- ④ 玉野小学校
- ⑤ 玉野小学校
- ⑥ 玉野小学校
- ⑦ 玉野小学校
- ⑧ 玉野小学校
- ⑨ 玉野小学校
- ⑩ 玉野小学校
- ⑪ 玉野小学校
- ⑫ 玉野小学校
- ⑬ 玉野小学校
- ⑭ 玉野小学校
- ⑮ 玉野小学校
- ⑯ 玉野小学校
- ⑰ 玉野小学校
- ⑱ 玉野小学校
- ⑲ 玉野小学校
- ⑳ 玉野小学校
- ㉑ 玉野小学校
- ㉒ 玉野小学校
- ㉓ 玉野小学校
- ㉔ 玉野小学校
- ㉕ 玉野小学校
- ㉖ 玉野小学校
- ㉗ 玉野小学校
- ㉘ 玉野小学校
- ㉙ 玉野小学校
- ㉚ 玉野小学校
- ㉛ 玉野小学校
- ㉜ 玉野小学校
- ㉝ 玉野小学校
- ㉞ 玉野小学校
- ㉟ 玉野小学校
- ㊱ 玉野小学校
- ㊲ 玉野小学校
- ㊳ 玉野小学校
- ㊴ 玉野小学校
- ㊵ 玉野小学校
- ㊶ 玉野小学校
- ㊷ 玉野小学校
- ㊸ 玉野小学校
- ㊹ 玉野小学校
- ㊺ 玉野小学校
- ㊻ 玉野小学校
- ㊼ 玉野小学校
- ㊽ 玉野小学校
- ㊾ 玉野小学校
- ㊿ 玉野小学校

中学校

- ① 宇野中学校
- ② 宇野中学校
- ③ 宇野中学校
- ④ 宇野中学校
- ⑤ 宇野中学校
- ⑥ 宇野中学校
- ⑦ 宇野中学校
- ⑧ 宇野中学校
- ⑨ 宇野中学校
- ⑩ 宇野中学校
- ⑪ 宇野中学校
- ⑫ 宇野中学校
- ⑬ 宇野中学校
- ⑭ 宇野中学校
- ⑮ 宇野中学校
- ⑯ 宇野中学校
- ⑰ 宇野中学校
- ⑱ 宇野中学校
- ⑲ 宇野中学校
- ⑳ 宇野中学校
- ㉑ 宇野中学校
- ㉒ 宇野中学校
- ㉓ 宇野中学校
- ㉔ 宇野中学校
- ㉕ 宇野中学校
- ㉖ 宇野中学校
- ㉗ 宇野中学校
- ㉘ 宇野中学校
- ㉙ 宇野中学校
- ㉚ 宇野中学校
- ㉛ 宇野中学校
- ㉜ 宇野中学校
- ㉝ 宇野中学校
- ㉞ 宇野中学校
- ㉟ 宇野中学校
- ㊱ 宇野中学校
- ㊲ 宇野中学校
- ㊳ 宇野中学校
- ㊴ 宇野中学校
- ㊵ 宇野中学校
- ㊶ 宇野中学校
- ㊷ 宇野中学校
- ㊸ 宇野中学校
- ㊹ 宇野中学校
- ㊺ 宇野中学校
- ㊻ 宇野中学校
- ㊼ 宇野中学校
- ㊽ 宇野中学校
- ㊾ 宇野中学校
- ㊿ 宇野中学校

高等学校

- ① 玉野高等学校
- ② 玉野高等学校
- ③ 玉野高等学校
- ④ 玉野高等学校
- ⑤ 玉野高等学校
- ⑥ 玉野高等学校
- ⑦ 玉野高等学校
- ⑧ 玉野高等学校
- ⑨ 玉野高等学校
- ⑩ 玉野高等学校
- ⑪ 玉野高等学校
- ⑫ 玉野高等学校
- ⑬ 玉野高等学校
- ⑭ 玉野高等学校
- ⑮ 玉野高等学校
- ⑯ 玉野高等学校
- ⑰ 玉野高等学校
- ⑱ 玉野高等学校
- ⑲ 玉野高等学校
- ⑳ 玉野高等学校
- ㉑ 玉野高等学校
- ㉒ 玉野高等学校
- ㉓ 玉野高等学校
- ㉔ 玉野高等学校
- ㉕ 玉野高等学校
- ㉖ 玉野高等学校
- ㉗ 玉野高等学校
- ㉘ 玉野高等学校
- ㉙ 玉野高等学校
- ㉚ 玉野高等学校
- ㉛ 玉野高等学校
- ㉜ 玉野高等学校
- ㉝ 玉野高等学校
- ㉞ 玉野高等学校
- ㉟ 玉野高等学校
- ㊱ 玉野高等学校
- ㊲ 玉野高等学校
- ㊳ 玉野高等学校
- ㊴ 玉野高等学校
- ㊵ 玉野高等学校
- ㊶ 玉野高等学校
- ㊷ 玉野高等学校
- ㊸ 玉野高等学校
- ㊹ 玉野高等学校
- ㊺ 玉野高等学校
- ㊻ 玉野高等学校
- ㊼ 玉野高等学校
- ㊽ 玉野高等学校
- ㊾ 玉野高等学校
- ㊿ 玉野高等学校

専門学校

- ① 玉野専門学校

医療機関

子どもの予防接種ができる医療機関(地区別50番順)
R6.12月時点

- ① 大西病院 0863-33-9333
- ② 庄内クリニック 0863-71-4976
- ③ しんみなクリニック 0863-71-4800
- ④ 竹原内科医院 0863-71-0101
- ⑤ 三宅内科外科医院 0863-71-2277
- ⑥ こやま医院 0863-51-3333
- ⑦ たなべ内科 0863-51-3600
- ⑧ 近藤医院 0863-41-1061
- ⑨ 片山産婦人科 0863-71-4688

お出かけ

- ① すこやかセンター(プレイルーム)
- ② 児童館
- ③ 玉野市立図書館
- ④ 深山公園
- ⑤ 田井みさと公園
- ⑥ 深川マリノ水族館(玉野海洋博物館)
- ⑦ 深川海岸
- ⑧ 王子が岳

1 施 設

(1) 保育園

保護者の就労や傷病などの理由で保育を必要とする 0 歳から小学校就学前までの子どもをお預かりし、保育する施設です。

集団生活に慣れさせるためなどの理由では利用できません。

運営	施設	所在地	電話番号	利用 定員 (人)	対象 月 齢	保育時間		延長 保育	休日 保育
						標準時間	短時間		
公立	田井保育園	田井 3 丁目 10 番 1 号	21-3342	100	11 か月～	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30		
	宇野保育園	宇野 2 丁目 23 番 2 号	21-3846	40	11 か月～				
	※和田保育園	和田 2 丁目 7 番 10 号	81-8167	40	11 か月～				
	渋川保育園	渋川 1 丁目 2 番 10 号	81-6803	30	11 か月～				
私立	築港ちどり保育園	築港 2 丁目 15 番 16 号	21-3347	230	6 か月～			●	●
	槌ヶ原ちどり保育園	槌ヶ原 948 番地	71-3042	270	6 か月～			●	
	紅陽台ちどり保育園	岡山市南区西紅陽台 3 丁目 1-116	086-362-2241	270	6 か月～			●	

※和田保育園は、令和 8 年度から和田認定こども園となる予定です。認定こども園化に伴い、教育利用の受入を開始します。

※延長保育は最長 19:00 までです。

※休日保育は、毎月 2 日程度実施しています。

※定員は令和 6 年度の人数を記載しています。（申込状況等によって見直しを行います。）

※保育園の再編については、玉野市幼保一体化等将来計画に基づき進めています。詳細は 26 ページをご確認ください。

(2) 認定こども園

幼稚園と保育園の両方の役割を果たす施設で、教育利用（幼稚園機能）と保育利用（保育園機能）を設けています。入園に関する保護者の多様なニーズへの対応を目指しています。

運営	施設	所在地	電話番号	機能	利用 定員 (人)	対象 年齢 (月齢)	保育時間		延長 保育	一時 預かり	休日 保育
							標準時間	短時間			
公立	玉認定こども園	玉2丁目1番7号	21-3392	教	15	3～5歳	8:30～ 13:30	—		●	
				保	35	11か月～	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30			
	玉原認定こども園	玉原2丁目7番41号	31-6194	教	10	3～5歳	8:30～ 13:30	—		●	
				保	100	6か月～	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	●		
	大崎認定こども園	東七区1番地2	51-2104	教	10	3～5歳	8:30～ 13:30	—		●	
				保	60	6か月～	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	●		
	八浜認定こども園	八浜町八浜1488番地	51-2460	教	30	3～5歳	8:30～ 13:30	—		●	
				保	70	11か月～	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30			
	サンマリン認定こども園	山田3233番地2	43-9880	教	15	3～5歳	8:30～ 13:30	—		●	
				保	105	6か月～	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30	●		

※延長保育は最長19:00までです。

※一時預かりは最長16:30までです。

※定員は令和6年度の人数を記載しています。（申込状況等によって見直しを行います。）

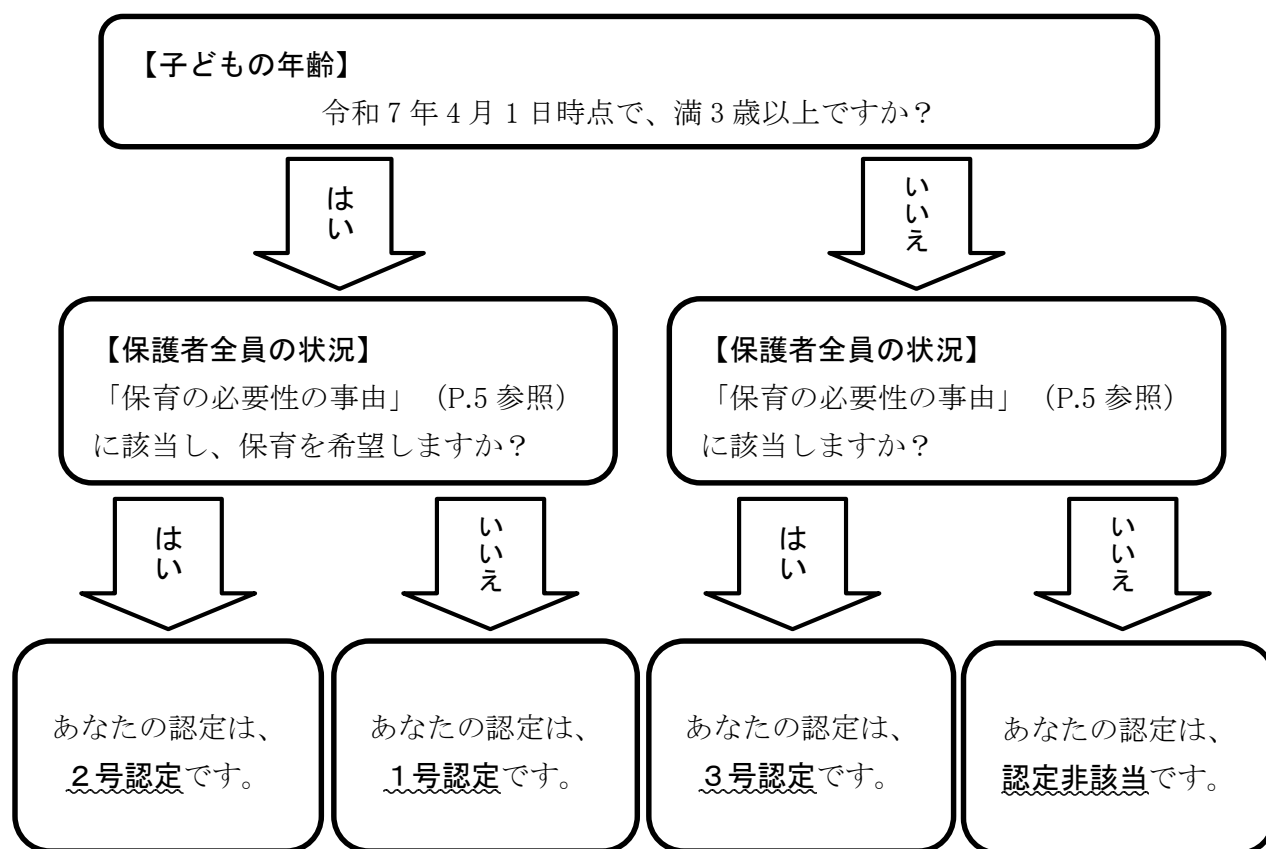
※認定こども園の再編については、玉野市幼保一体化等将来計画に基づき進めています。詳細は26ページをご確認ください。

2 教育・保育給付認定と入園手続き

子ども・子育て支援制度により幼稚園や保育所等を利用する際には、教育・保育の必要性に応じて認定を受ける必要があります。

玉野市では、申請と施設の利用申込を同時にしていただきます。施設の定員を超えて利用申込があれば、利用調整（選考）を行いますので、必ずしも入園希望施設に入園できるとは限りません。

(1) 給付認定の区分



<給付認定の区分表>

認定区分	年齢	保育必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園教育利用
2号認定		あり	保育園 認定こども園保育利用
3号認定	満3歳未満		

(2) 保育の必要性の事由

保育園及び認定こども園保育利用（２、３号認定）を利用する場合、保護者それぞれが次の事由のいずれかに該当する必要があります。

なお、認定こども園教育利用（１号認定）を利用する場合、次の事由に該当する必要はありません。

<保育の必要性があると認められる事由一覧表>

事 由		内 容
1	就労	1 か月当たり <u>48時間以上</u> の就労を常態とすること ※ <u>入園希望日から1か月以内に採用（職場復帰）される場合を含む。</u>
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週から産後8週（多胎の場合は、前14週から産後8週）の翌日までの期間を含む月単位の期間
3	疾病・障害	保護者が疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合
4	介護・看護	同居の親族又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護している場合（1か月当たり48時間以上）
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
6	就学	日中、就学又は職業訓練のため、保育することができない場合（1か月当たり48時間以上）
7	求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている場合 ※ <u>認定期間は3か月以内</u> です。
8	育児休業	育児休業取得対象以外のお子さんが、すでに保育所等を利用している場合で、引き続き保育所等を利用することが必要と認められる場合 ※ <u>育児休業取得対象のお子さんは対象ではありません。</u>

(3) 保育の必要性の確認（現況調査）

6月頃に保育園及び認定こども園（２号・３号認定）の方を対象に、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認します。

現況確認ができない場合は、引き続き施設の利用ができなくなりますので、ご注意ください。市から案内があったときは、期限内に必ず提出してください。

(4) 利用時間

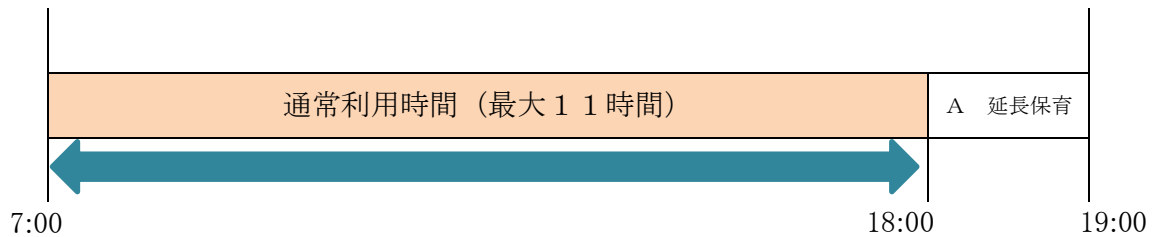
① 認定こども園教育利用（１号認定）

８：３０～１３：３０

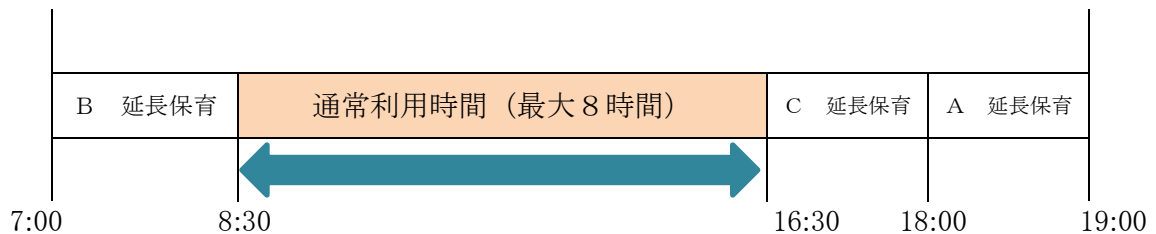
② 保育園及び認定こども園保育利用（２号認定・３号認定）

２号認定・３号認定の場合は、保育の必要度の認定区分により保育利用時間が異なります。

○ 保育標準時間（７：００～１８：００）



○ 保育短時間（８：３０～１６：３０）



A……玉原認定こども園・大崎認定こども園・サンマリン認定こども園・築港ちどり保育園・槌ヶ原ちどり保育園
紅陽台ちどり保育園のみ

B・C……全園

次の事由にあてはまる場合は、保育短時間利用となります。

- ・就労（１か月当たり４８時間以上１２０時間未満の場合）
- ・介護・看護（１か月当たり４８時間以上１２０時間未満の場合）
- ・就学（１か月当たり４８時間以上１２０時間未満の場合）
- ・求職活動（起業準備を含む。）
- ・育児休業
- ・就労予定／育児休業復帰予定 等

3 申込方法等

(1) 提出書類

① 令和8年度教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書

19～21ページの記入例を参考にしてください。

利用申込書の写しが必要な場合は、本市（または園）へ提出前にご自身で全ページの写しを必ず取っておいてください（コピーサービスは行っていません。）。

② 保育が必要な状況を証明する書類

（認定こども園教育利用（1号認定）を希望する場合は提出不要です。）

保護者の状況	必要書類
☐ 就労している場合 ☐ 就職先が決定している場合 ☐ 育児休業を取得している場合	☐ 就労証明書 勤務先で証明してもらってください。 （3ヶ月以内のもの）
☐ 自営業の場合（商業、農業等）	☐ 就労証明書 ☐ <u>事業の実態や収入が確認できる資料</u> （帳簿、相手方が発行した領収書、受領書、納品書、作付面積のわかる資料（農業）等の写しなど ★）を数種類、複数枚 （いずれも3ヶ月以内のもの）
☐ 出産予定日の6週間以内（多胎の場合は前14週間以内）の場合 ☐ 出産後8週間以内の場合	☐ 出産申立書 ☐ 新生児の親子手帳（父母の氏名と出産（予定）日が確認できるページ）の写し
☐ 病気や障害等のため保育ができない場合 ☐ 同居の家族や長期入院している家族の介護や看護のため保育ができない場合	☐ 疾病・障害・介護（看護）申立書 ☐ 病気や障害が分かる書類 （医師の意見書、障害者手帳、介護保険被保険者証等の写しなど）
☐ 学生の場合 ☐ 職業訓練を受けている場合	☐ 就学（予定）申立書 ☐ 在学していること又は職業訓練を受けていることを証明する書類 （在学証明書又は学生証等の写しなど） ☐ 時間割など就学時間数がわかる書類の写し
☐ 求職中の場合	☐ 求職活動状況申立書
☐ 上記以外の場合	就学前教育課にご相談ください。

※65歳未満の同居祖父母がいる場合で、上記事由に該当する場合は、同居祖父母の書類も提出してください。提出が無い場合は、利用調整（選考）で減点されます。

※雇用保険受給資格者証等をお持ちの場合は、その写しも提出してください。

（利用希望日から1年以内に、リストラなど、自己都合によらない退職、転職などの場合）

※各種様式は、各園及び就学前教育課にありますので、必要な場合はご連絡ください。

★各自の状況に応じて、確認書類を追加でお願いする場合があります。

③ 市町村民税課税（非課税）証明書

令和7年1月1日時点で玉野市以外に住民登録のある場合は、その市町村で課税されるので、「市町村民税課税（非課税）証明書」を保護者全員分提出してください。（ただし、祖父母が家計の主宰者である場合は、その方の書類も必要です。）

なお、令和7年1月1日時点で玉野市に住民登録している場合や、兄弟姉妹が入園中ですでに該当書類を提出している場合は、不要です。

④ 口座振替依頼書兼納付書送付依頼書

記入例を22ページに記載していますので、参考にしてください。なお、兄弟姉妹が入園中で、すでに口座振替の手続きをしている場合、提出は不要です。
また、**玉野市のHPから口座振替登録を行うこともできます。**



玉野市 Web 口座振替
受付サービス

⑤ 個人番号届出書

新入園児のみ提出をお願いします。（継続利用児の提出は不要です。）

記入例を23ページに記載していますので、参考にしてください。また、詳細な説明は24ページをご覧ください。

⑥ ひとり親世帯・在宅障害者（児）がいる家庭 ※**該当者のみ提出**

令和8年度教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書の「在宅障害者（児）」の欄、または「ひとり親世帯」の欄にチェックを入れた場合は、下記のいずれかの書類を添付してご提出ください。

ひとり親世帯	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療受給資格者証、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）のうちいずれかの写し
ひとり親世帯 （離婚調停中のとき）	事件係属証明書の写し
在宅障害者（児）がいる世帯 （障害者支援施設等に入所または医療機関等に入院している場合を除く。）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金を受給していることがわかる書類のうちいずれかの写し

(2) 提出先

① 令和8年4月1日から利用を希望する場合

入園を希望する園もしくは就学前教育課（市役所3階）

② 年度途中（5月以降）から利用を希望する場合

就学前教育課（市役所3階）

※ただし、兄弟入園の場合は、上のお子さんが入園している園に提出いただいても構いません。

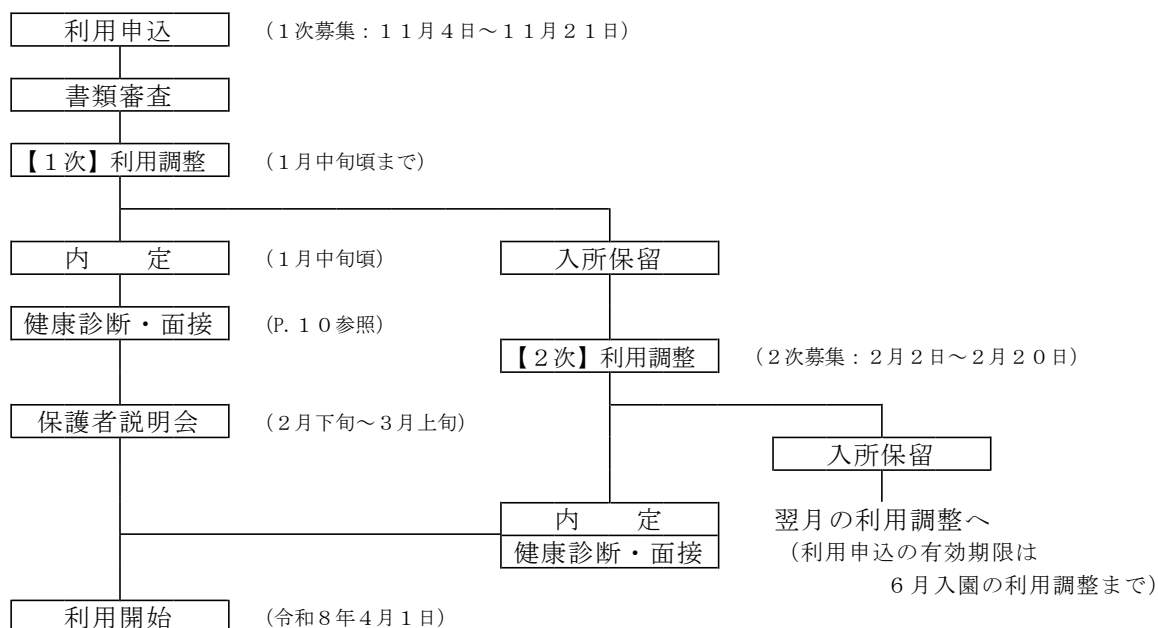
(3) 申請時の注意点

- ① 受付時間は、8時30分から17時15分までです。受付場所は、園または就学前教育課です。
- ② 保育園及び認定こども園に入園されているお子さんの継続利用を希望する場合は、入園中の園に提出してください。
- ③ 兄弟姉妹の申請書は、人数分まとめて提出してください。なお、添付書類は、兄弟姉妹の人数分用意する必要はありません。
- ④ 必要書類を全てそろえて提出してください。全てそろっていない場合は、受付することができません。

(4) 利用申込から利用開始までのスケジュール

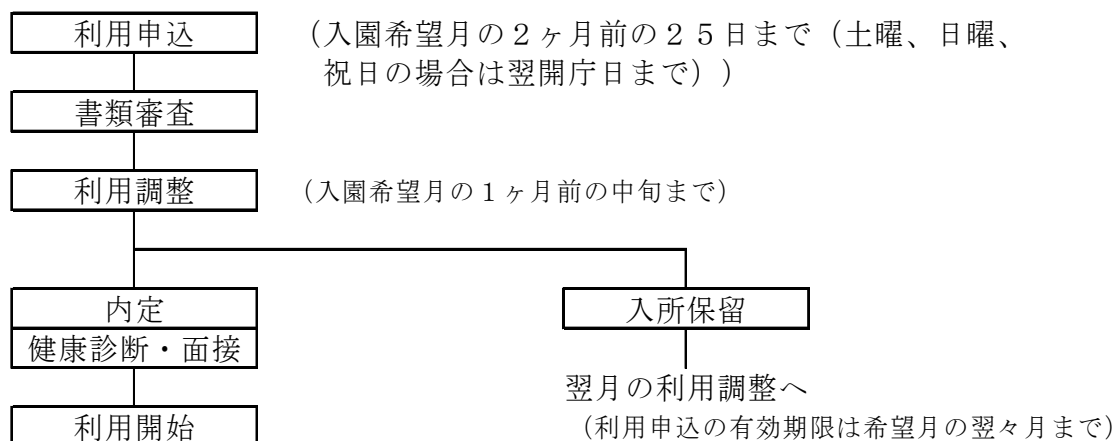
（スケジュールは、あくまで予定ですので、実際と異なる場合があります。）

① 令和8年4月1日入園の場合



※ 1次募集で提出された申込書の希望園を1次募集受付期間終了後に変更する場合は、1次募集受付扱いにできませんので、ご注意ください。

② 年度途中（５月以降）の入園の場合



(5) 健康診断の日程（令和８年４月１日入園の場合）

健康診断日程表

健康診断等を下表の日程のとおり各園で行います。

下表の日程は、基本的に１次利用調整で内定を受けた方を予定しています。２次利用調整後の健康診断は個別にご対応いただくことになりますので、ご了承ください。

【保育園】

施 設	健康診断実施日時	
田井保育園	令和８年２月１８日（水）	13：30～
宇野保育園	令和８年２月１９日（木）	
和田保育園	令和８年２月６日（金）	13：00～
渋川保育園	令和８年２月５日（木）	13：30～
築港ちどり保育園	令和８年２月１０日（火）	
槌ヶ原ちどり保育園	令和８年２月１９日（木）	
紅陽台ちどり保育園	令和８年１月２８日（水）	

【認定こども園】

施 設	健康診断実施日時	
玉認定こども園	令和８年２月１３日（金）	13：00～
玉原認定こども園	令和８年２月５日（木）	
大崎認定こども園	令和８年２月５日（木）	13：30～
八浜認定こども園	令和８年２月５日（木）	
サンマリン認定こども園	令和８年２月９日（月）	

※健康診断と合わせてお子さんの面接を行います。終了時刻は変動します。

4 利用調整（選考）

受入定員を超える利用申込があった場合は、申込書類に基づき、保育を必要とする事由等による基本点数及び優先利用等による調整点数の総合点数の高い順に利用する施設を決定します。

(1) 基本点数表

区分	類型	保護者状況		点 数
1	就 労	被雇用者 自営業 農業	月 1 5 5 時間以上の就労を常態としている場合	10
			月 1 4 0 時間以上の就労を常態としている場合	9
			月 1 2 0 時間以上の就労を常態としている場合	8
			月 1 0 0 時間以上の就労を常態としている場合	6
			月 8 0 時間以上の就労を常態としている場合	5
			月 4 8 時間以上の就労を常態としている場合	4
		内 職	月 1 2 0 時間以上の就労を常態としている場合	5
			月 8 0 時間以上の就労を常態としている場合	4
			月 4 8 時間以上の就労を常態としている場合	2
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週から産後8週の期間を含む月単位の期間（多胎の場合は前14週から産後8週の期間を含む月単位の期間）である場合		6
3	保護者の 疾病・障害	疾 病	1ヶ月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10
			安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合（居宅内療養1ヶ月以上）	8
			上記以外で通院加療が必要な場合（居宅内療養1ヶ月以上）	3
		障 害	身体障害者手帳1～2級（聴覚障害者の場合は、2～3級）精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳Aの所持、若しくは介護保険の要介護認定5～3のいずれかに該当する場合	10
			身体障害者手帳3級（聴覚障害者の場合は4級）、療育手帳Bの所持又は介護保険の要介護認定2～1のいずれかに該当する場合	6
			身体障害者手帳4～6級に該当する場合	3
			介護保険の要介護度が要支援に該当する場合	1
4	同居親族等の 介護・看護	同居の親族等（長期間入院等をしている親族を含む。）の介護又は看護を状態としている場合		区分1を準用
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		10
6	求職中	就職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合		1
7	就学等	日中に就学、技能修得等のため、保育することができない場合		区分1を準用
8	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合		10
		DV等により保育を行うことが困難であると認められる場合		5
9	育児休業	育児休業期間中に保育所等を引き続き利用することが必要と認める場合		6
10	その他	採用予定 就学予定 職場復帰	入園希望日の翌日から1ヶ月以内に採用される（勤務する、または就学する）予定がある場合	区分1から2点減じたものを準用
		不存在	死亡・離婚・行方不明・別居（離婚調停又は裁判中に限る。）・拘禁等	10
		その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育することができない等、市長が特別に認める場合	区分1～10を準用

※ 区分1における就労時間には、法定の休憩時間を含む。

※ 区分7について、**時間の制約がない**自宅で行う通信教育は除く。

※ 区分10中の「不存在」は、保護者状況欄の状況により、保護者が実質1名と認められる場合に、当該保護者の状況に該当する基本点数に、当該基本点数を加算する。

※ 複数の区分又は状況に該当する場合は、いずれかの高い方の基本点数を用いて算出する。

(2) 調整点数表

調整点数表

区分	類型		保護者状況	点 数
福祉的 配慮	A	ひとり親世帯	児童が母または父のみに養育されている場合	2
	B	障害児	入園を希望する子どもが障害を有する場合	1
	C	失業	生計中心者が入園希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
	D	生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている世帯であり、就労による経済的自立が見込まれる場合	1
	E	社会的養護	児童虐待又はその恐れがある場合	5
			D Vにより保育を行うことが困難であると認められる場合	2
			その他社会的養護が必要と認められる場合（里親家庭等で養育されている場合を含む。）	1
教育 環境的 配慮	F	継続児童	現在入園している施設に継続して入園を希望する場合	7
	G	兄弟姉妹の入所	兄弟姉妹が同一の施設の利用を希望する場合	2
	H	地域型保育事業 利用終了児	地域型保育事業等を利用しており、年齢到達により保育所等の利用を希望する場合	2
その他	I	同居の祖父母	基本点数表の区分1～5、7～10に該当しない65歳未満の同居の祖父母がいる場合	各-2
	J	育児休業者①	育児休業から復帰する場合において、共に未就園の兄弟姉妹が同時に同一の保育所等の利用を希望する場合（育児休業者②と重複して加算しない）	2
		育児休業者②	育児休業から復帰する場合において、育児休業に係る児童が、在園中の兄又は姉と同じ施設を利用することを希望する場合（育児休業者①と重複して加算しない）	4
		育児休業者③	育児休業の延長が可能で、利用調整において合計点数1点になるまで減点となることを了承している場合	基本点数を含め、合計点数1点
	K	保育士等	保育士等として、市内の保育所等に勤務している場合（就労予定の場合を含む。）	各6
			上記以外で、市内の保育所等に勤務している場合（就労予定の場合を含む。）	各3
	L	閉園施設利用児	年度末に閉園が決定している本市の保育所等の利用者が、やむなく別の保育所等の利用申込をする場合	12

※ 複数の区分に該当する場合は、該当するものを全てを合算したものを加算する。

※ 区分Eについては、別表第1基本点数表で区分8に該当する場合は適用しない。

※ 区分Eの「里親家庭等」とは、「里親家庭」または「小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）」を指す。

※ 区分Kの保護者状況の項中「保育士等」とは、幼稚園教諭及び保育士をいう。

(3) 基本点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表

同一点数時の順位表

順 位	状 況
1	継続児童の世帯
2	兄弟姉妹が同一施設を利用し又は内定を受けている世帯
3	希望順位が高い世帯
4	希望する保育所等と同じ中学校区に居住している世帯
5	基本点数が高い世帯
6	調整点数表の類型K（保育士等）を適用された世帯
7	保育園等の待機（保留）期間が長い世帯
8	保育料の滞納がない世帯
9	利用者負担額を決定するための住民税額が少ない世帯（同額の場合は、総所得金額等の低い世帯を優先する。）

5 保育料等

(1) 保育料の算定

保育料は、保護者（父母）の市町村民税所得割額の合計額で算定します。父母以外が生計を支えていると判断される場合は、父母以外の生計中心（維持）者の市町村民税の額を合算します。

また、次のとおり、時期によって、保育料の算定基礎とする市町村民税の年度が異なります。

時 期	保育料算定基礎
令和 8 年 4 月から 令和 8 年 8 月まで	令和 7 年度市町村民税（令和 6 年中の所得）
令和 8 年 9 月から 令和 9 年 3 月まで	令和 8 年度市町村民税（令和 7 年中の所得）

- 保育料は月額です。保育料の日割りは行いません。
- 課税資料が不備で課税状況の確認ができない場合、最高額の保育料となります。
- 世帯状況や課税状況等の変化により年度途中に保育料が変更となる可能性があります。
- 保育料の決定の基礎となる市町村民税額は、地方公共団体等への寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡割所得割額控除額、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、ふるさと納税（寄附金）控除の適用を受ける前の額となります。

(2) 保育料及び副食費（おかず代）の金額

① 認定こども園教育利用（1号認定）

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料は無償です。

なお、食材費等は無償化の対象外です。副食費（おかず代）として月3,750円を口座振替によりお支払いいただきます。

② 保育園及び認定こども園保育利用（2・3号認定）

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の保育料は無償です。

なお、食材費等は無償化の対象外です。公立園の場合は、副食費（おかず代）として月4,500円を口座振替によりお支払いいただきます。私立園の副食費（おかず代）の支払方法及び金額については私立園にお問い合わせください。

0～2歳児の具体的な保育料額は次ページをご覧ください。

令和 8 年度 玉野市保育料表（3 歳児未満）

（単位：円）

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			月額	
階層区分		内訳	保育標準時間	保育短時間
A		生活保護世帯	0	0
B		市町村民税	0	0
		非課税	0	0
	B 0	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)
C 1		均等割のみ	13, 500 (6, 750)	13, 300 (6, 650)
		C 9 1	ひとり親世帯等	6, 250 (0)
C 2		所得割 11, 000円未満	15, 700 (7, 850)	15, 500 (7, 750)
		C 9 2	ひとり親世帯等	7, 350 (0)
C 3		11, 000円以上 48, 600円未満	17, 900 (8, 950)	17, 600 (8, 800)
		C 9 3	ひとり親世帯等	8, 450 (0)
C 4	C 4 1	48, 600円以上 57, 700円未満	19, 400 (9, 700)	19, 100 (9, 550)
		9 4 1	ひとり親世帯等	9, 000 (0)
	C 4 2	57, 700円以上 65, 000円未満	19, 400 (9, 700)	19, 100 (9, 550)
		9 4 2	ひとり親世帯等	9, 000 (0)
C 5	C 5 1	65, 000円以上 77, 101円未満	22, 800 (11, 400)	22, 400 (11, 200)
		9 5 1	ひとり親世帯等	9, 000 (0)
	C 5 2	77, 101円以上 91, 000円未満	22, 800 (11, 400)	22, 400 (11, 200)
C 6		91, 000円以上 97, 000円未満	26, 000 (13, 000)	25, 600 (12, 800)
C 7		97, 000円以上 121, 000円未満	28, 000 (14, 000)	27, 500 (13, 750)
C 8		121, 000円以上 145, 000円未満	32, 600 (16, 300)	32, 000 (16, 000)
C 9		145, 000円以上 169, 000円未満	35, 000 (17, 500)	34, 400 (17, 200)
C 1 0		169, 000円以上 213, 000円未満	41, 800 (20, 900)	41, 000 (20, 500)
C 1 1		213, 000円以上 257, 000円未満	45, 000 (22, 500)	44, 200 (22, 100)
C 1 2		257, 000円以上 301, 000円未満	45, 700 (22, 850)	44, 900 (22, 450)
C 1 3		301, 000円以上 397, 000円未満	48, 000 (24, 000)	47, 100 (23, 550)
C 1 4		397, 000円以上	55, 000 (27, 500)	54, 000 (27, 000)

※ 下段の括弧書きは、半額の金額です。

(3) 保育料の無償化及び軽減制度

① 保育料の無償化

「3～5歳児」及び「市民税非課税世帯の0～2歳児」の保育料は無償です。

② 年齢による軽減

同一世帯において、保育園や認定こども園等に通園している子どものうち（認定こども園の教育利用の場合は、小学3年生以下の子どものうち）年齢の高い順に2人目は半額、3人目以降は無償となります。

また、通園している子どもの人数や世帯収入に関わらず、3人目以降の子どもが、0、1、2歳児クラスの場合、保育料は無償です。

なお、副食費においては、保育園や認定こども園等に通園している子どものうち（認定こども園の教育利用の場合は、小学3年生以下の子どものうち）年齢の高い順に3人目以降は無償となります。

③ 所得に応じた軽減

市町村民税の所得割額が57,700円未満である世帯は、保育園等に通園していない養育している子どもも保育料の算定上の人数に含めます。保育園等に通園している子どもが一人であっても、その子が2人目であれば半額、3人目以降であれば無償となります。

なお、副食費においては、市町村民税の所得割額が57,700円未満である世帯は、保育園等に通園している1人目の子どもから無償となります。

④ ひとり親世帯・在宅障害者（児）がいる家庭の軽減

市町村民税の所得割額が77,101円未満のひとり親等世帯も、上記②と同様に、子どもの数を数えます。軽減は②と異なり、1人目が半額、2人目以降が無償となります。

また、1人目の子どもの軽減後の額には上限があり、上限額は9,000円です。

なお、副食費においては、市町村民税の所得割額が77,101円未満のひとり親世帯又は在宅障害者（児）のいる世帯は、保育園等に通園している1人目の子どもから無償となります。

該当する場合の保育料等の軽減は以下ようになります。

保育料及び副食費の算定上、皆様の世帯状況を詳しく知る必要がありますので、申請（申込）書の「家庭の状況」欄には、生計を同一にしている家族全員のことを具体的に記載してください。

必要に応じて、課税証明書のほか、健康保険証や学生証のコピー等の追加提出をお願いする場合があります。

(4) 保育料及び副食費の納付

保育料及び副食費の支払いは、口座振替を原則としています。口座振替ができる金融機関は以下のとおりです。

口座振替ができる金融機関

三井住友銀行、みずほ銀行、中国銀行、百十四銀行、トマト銀行、香川銀行、おかやま信用金庫、中国労働金庫、岡山市農業協同組合（JA岡山）、ゆうちょ銀行

※振替日は、毎月末日です。ただし、月末が、土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。（12月のみ月末より振替日が早くなります。）

※兄弟姉妹と同時入園の場合は、同一口座からの引き落としになります。

※副食費であっても通帳記帳欄には、「タマノシホイクリョウ」と記載されますので、何卒ご了承ください。

保育料及び副食費を滞納した場合

児童福祉法の規定に基づき、児童手当により特別徴収（申出徴収）をします。それでもなお納付がされない場合は、延滞金が加算されるほか、財産（動産、不動産、給料・預貯金等）の差押えをすることになりますので、必ず期限内の納付をお願いします。

6 その他保育サービス

(1) 延長保育

保護者の就労時間等の事情により保育時間の延長が必要な場合、時間を延長して保育を実施している園があります。

利用する場合は、通常の利用料金のほかに延長料金が必要です。（幼児教育・保育の無償化の対象外です。）

○ 実施曜日

月曜日から金曜日まで

○ 延長時間と料金

Aの時間帯 30分ごとに150円

B及びCの時間帯 30分ごとに100円

○ 実施園

Aの時間帯 玉原認定こども園・大崎認定こども園・サンマリン認定こども園
築港ちどり保育園・槌ヶ原ちどり保育園・紅陽台ちどり保育園

B及びCの時間帯 全園

7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
標準時間（11 時間）					A
B	短時間（8 時間）			C	A

(2) 預かり保育

【認定こども園教育利用（1号認定）】

認定こども園では、教育利用で在籍中のお子さまの預かり保育を実施しています。

○対象者 認定こども園に教育利用で在籍しているお子さま

○実施時間 通常利用時間終了後～16:30まで

○利用回数 1か月あたり13日間

○実施園 各認定こども園

※幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用給付認定（保育認定）を取得された方は、1日当たりの金額が減額されます。詳しくは就学前教育課へお問い合わせください。

(3) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

すべての子育て家庭に対してこどもの育ちを応援するため、保育所等に通っていないお子さま(未就園児)が保護者の就労要件を問わず、月 10 時間以内で認定こども園等を利用できる制度を実施しております。

○利用対象児童等

対 象 児 童	・ 生後 6 ヶ月から満 3 歳未満 ・ 認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていない未就園児 ・ 玉野市に住民登録がある
利 用 可 能 時 間	月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時の間 一人あたり月 10 時間を上限
実施施設・申込先	玉原認定こども園 子育て支援センター
利 用 料 金	1 時間あたり 300 円 （非課税世帯等の減免あり） *利用時間により、昼食代 250 円・おやつ代 50 円が必要
そ の 他	・ 利用には登録が必要です ・ お子様の状況に合わせて、親子登園も可能です。 ・ 利用料金は、降園時にお支払いください。

※令和 7 年 10 月時点での情報です。今後の制度改正等により変更となる場合があります。

「別居していても、生計が同一の子ども」がいる場合は、その子どもも記入すること。（例：離れて暮らす高校生や大学生など）

20

おもて面の「利用希望園欄」以外に希望園がある方																								
第4希望	●●●認定こども園	第5希望 ●●●保育園																						
第6希望	●●●保育園																							
備考欄																								
施設利用申込(継続利用含む)必要書類チェックリスト																								
利用希望園が4園以上ある方は、こちらに記載してください。																								
書類名																								
共 通																								
☑	令和8年度 教育・保育給付認定申請書(現況届)兼利用申込書 ※ 児童1人につき1部必要です。 ※利用申込書のコピーが必要な場合は、提出前に各自でご準備ください。																							
☑	保育が必要な状況を証明する書類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護者の状況</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労している、就職先が決定している場合</td> <td>□ 事業の実態や収入が確認できる資料を数種類・複数枚添付すること(添付資料例: 帳簿、相手方が発行した領収書、納品書、作付面積のわかる資料(農業)等の写しなど)(3ヶ月以内のもの)</td> </tr> <tr> <td>育児休業を取得している場合</td> <td>□ 事業の実態や収入が確認できる資料を数種類・複数枚添付すること(添付資料例: 帳簿、相手方が発行した領収書、納品書、作付面積のわかる資料(農業)等の写しなど)(3ヶ月以内のもの)</td> </tr> <tr> <td>自営業の場合</td> <td>□ 事業の実態や収入が確認できる資料を数種類・複数枚添付すること(添付資料例: 帳簿、相手方が発行した領収書、納品書、作付面積のわかる資料(農業)等の写しなど)(3ヶ月以内のもの)</td> </tr> <tr> <td>出産予定日の6週間以内(多胎の場合は前14週以内)の場合</td> <td>□ 出産申立書</td> </tr> <tr> <td>出産後8週間以内の場合</td> <td>□ 新生児の親子手帳(父母の氏名と出産(予定)日が確認できるページ)の写し</td> </tr> <tr> <td>病気や障害等のため保育ができない場合</td> <td>□ 疾病・障害の手帳、</td> </tr> <tr> <td>同居の家族や長期入院している家族の介護や看護のため保育ができない場合</td> <td>□ 疾病・障害の手帳、</td> </tr> <tr> <td>学生の場合</td> <td>□ 就学(予定)の書類(在学証明書又は学生証等の写しなど)</td> </tr> <tr> <td>職業訓練を受けている場合</td> <td>□ 時間割など就学時間数がわかる書類の写し</td> </tr> <tr> <td>求職中の場合</td> <td>□ 求職活動状況申立書</td> </tr> </tbody> </table> ※ 認定こども園(教育利用)を希望する場合は提出不要です。 ※ 65歳未満の同居祖父母がいる場合で、上記事由に該当する場合(求職中は除く)は、同居祖父母の書類も提出してください。提出が無い場合は、利用調整(選考)で減点されます。		保護者の状況	添付書類	就労している、就職先が決定している場合	□ 事業の実態や収入が確認できる資料を数種類・複数枚添付すること(添付資料例: 帳簿、相手方が発行した領収書、納品書、作付面積のわかる資料(農業)等の写しなど)(3ヶ月以内のもの)	育児休業を取得している場合	□ 事業の実態や収入が確認できる資料を数種類・複数枚添付すること(添付資料例: 帳簿、相手方が発行した領収書、納品書、作付面積のわかる資料(農業)等の写しなど)(3ヶ月以内のもの)	自営業の場合	□ 事業の実態や収入が確認できる資料を数種類・複数枚添付すること(添付資料例: 帳簿、相手方が発行した領収書、納品書、作付面積のわかる資料(農業)等の写しなど)(3ヶ月以内のもの)	出産予定日の6週間以内(多胎の場合は前14週以内)の場合	□ 出産申立書	出産後8週間以内の場合	□ 新生児の親子手帳(父母の氏名と出産(予定)日が確認できるページ)の写し	病気や障害等のため保育ができない場合	□ 疾病・障害の手帳、	同居の家族や長期入院している家族の介護や看護のため保育ができない場合	□ 疾病・障害の手帳、	学生の場合	□ 就学(予定)の書類(在学証明書又は学生証等の写しなど)	職業訓練を受けている場合	□ 時間割など就学時間数がわかる書類の写し	求職中の場合	□ 求職活動状況申立書
保護者の状況	添付書類																							
就労している、就職先が決定している場合	□ 事業の実態や収入が確認できる資料を数種類・複数枚添付すること(添付資料例: 帳簿、相手方が発行した領収書、納品書、作付面積のわかる資料(農業)等の写しなど)(3ヶ月以内のもの)																							
育児休業を取得している場合	□ 事業の実態や収入が確認できる資料を数種類・複数枚添付すること(添付資料例: 帳簿、相手方が発行した領収書、納品書、作付面積のわかる資料(農業)等の写しなど)(3ヶ月以内のもの)																							
自営業の場合	□ 事業の実態や収入が確認できる資料を数種類・複数枚添付すること(添付資料例: 帳簿、相手方が発行した領収書、納品書、作付面積のわかる資料(農業)等の写しなど)(3ヶ月以内のもの)																							
出産予定日の6週間以内(多胎の場合は前14週以内)の場合	□ 出産申立書																							
出産後8週間以内の場合	□ 新生児の親子手帳(父母の氏名と出産(予定)日が確認できるページ)の写し																							
病気や障害等のため保育ができない場合	□ 疾病・障害の手帳、																							
同居の家族や長期入院している家族の介護や看護のため保育ができない場合	□ 疾病・障害の手帳、																							
学生の場合	□ 就学(予定)の書類(在学証明書又は学生証等の写しなど)																							
職業訓練を受けている場合	□ 時間割など就学時間数がわかる書類の写し																							
求職中の場合	□ 求職活動状況申立書																							
☑	口座振替依頼書 ※ 兄弟姉妹が入園中で、既に口座振替の手続きをしている場合の提出は不要です。																							
☑	個人番号確認資料 □ 個人番号届出書…① □ 申請保護者及び入園児の番号確認資料…② □ 申請者の本人確認資料…③ ※ 就学前教育課の窓口に出す場合は、①とともに②及び③を持参してください。 ※ 入園を希望する園に出す場合は、①とともに②及び③の写しを添付し、封筒に入れてください。 ※ 新入園児のみ提出が必要です。(継続利用児の提出は不要です。)																							
該当者のみ																								
☑	市町村民税課税(非課税)証明書 令和7年1月1日時点で玉野市以外に住民登録のある場合は、その市町村で課税されるので、市町村民税課税(非課税)証明書を保護者全員分提出してください。(父母以外の方が家計の主宰者である場合は、その方の提出も必要です。) なお、令和7年1月1日時点で玉野市に住民登録している場合や兄弟姉妹が入園中で、すでに提出している場合は、不要です。																							
☑	ひとり親世帯又は在宅障害者(児)がいる世帯の証明書類 ※上記の世帯に該当する場合はチェックを入れた書類のコピーを添付してください。																							
☑	転入誓約書 ※ 入園申込日までに玉野市に転入していない場合に提出してください。																							

玉野市口座振替依頼書兼納付書送付依頼書

申込日 令和8年11月10日

①依頼区分

1 新規	2 変更	3 廃止
------	------	------

※ の中を記入してください。
該当番号及び該当部分は○で囲んでください。

②口座振替対象科目等

納入義務者	住所	〒 706-0011 玉野市宇野*-**-*		電話番号 (0863) ** ****
	フリガナ	タマノ ミナト		
	氏名	玉野 湊		
コード	振替科目	契約種別	納付の方法	備考
09	保育料	30	1 月別	児童生年月日 : 平成**年**月**日

必ず同一の方のご記入をお願いします。

複写式になっていますので、2枚目、3枚目にも押印してください。

③指定預（貯）金口座

口座名義人	住所	〒 706-0011 玉野市宇野*-**-*		通帳印 玉野
	フリガナ	タマノ ミナト		
	氏名	玉野 湊		
銀行等	■ ■ 銀行 信用金庫 ■ ■ ■ 本店 種別 1 当座 * * * * * * *		通帳番号（右詰記入）	
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号（右詰記入）	
1	0 の			

通帳に登録している住所をご記入ください。

※納入義務者と口座名義人は同一名義にしてください。

指定口座の銀行印を押してください。
不鮮明の場合、銀行から戻ってくるので、
丁寧に押印をお願いします。

口座振替がご利用できる金融機関

三井住友銀行、みずほ銀行、中国銀行、百十四銀行、
トマト銀行、香川銀行、おかやま信用金庫、中国労働金庫、
岡山市農協、ゆうちょ銀行

個人番号届出書

子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の申請に際しては、次のとおり個人番号を提供します。

令和8年11月10日

必ず申請者（実際に提出する方）の氏名を記入してください。

申請者（保護者）氏名

玉野 湊

■入園児

	ふりがな 氏名	性別	生年月日	第1希望園(○歳児)	個人番号
1	たまの つつじ 玉野 つつじ	男(女)	令和3年5月5日	〇〇〇保育園(4歳児)	* * * * * * * * * * * *
2	ふりがな 氏名	性別	生年月日	第1希望園(○歳児)	個人番号
		男・女	年 月 日		
3	ふりがな 氏名	性別	生年月日		
		男・女	年 月 日		
4	ふりがな 氏名	性別	生年月日	第1希望園(○歳児)	個人番号
		男・女	年 月 日	(歳児)	

新入園児のみを記入してください。
継続利用児の記入は不要です。

※兄弟で入園している場合は、一枚にまとめて記載してください。(兄弟で別々の園に通っている場合も一枚にまとめていただき、どちらか一方の園に提出してください。)

■保護者（及び家計の主宰者）

	ふりがな 氏名	生年月日	入園児との続柄	個人番号
1	たまの みなと 玉野 湊	昭和59年1月1日 平成	父	
2	たまの みらい 玉野 未来	昭和60年2月2日 平成	母	* * * * * * * * * *
3	たまの ふく 玉野 福	昭和32年7月7日 平成	祖父	

継続利用児の兄弟姉妹が入園する場合は、保護者欄の記入は不要です。ただし、保護者（家計主宰者を含む）の状況に変動があった場合は除きます。

祖父母が家計の主宰者である場合、収入が多い方（1名のみ）を「3」に記入してください。

※父母以外の祖父母が「家計の主宰者」である場合は、「3」にも記載してください。

「個人番号届出書」の提出方法について

「個人番号届出書」の提出にあたっては、本人確認と番号確認が必要になりますので、次の点にご留意ください。

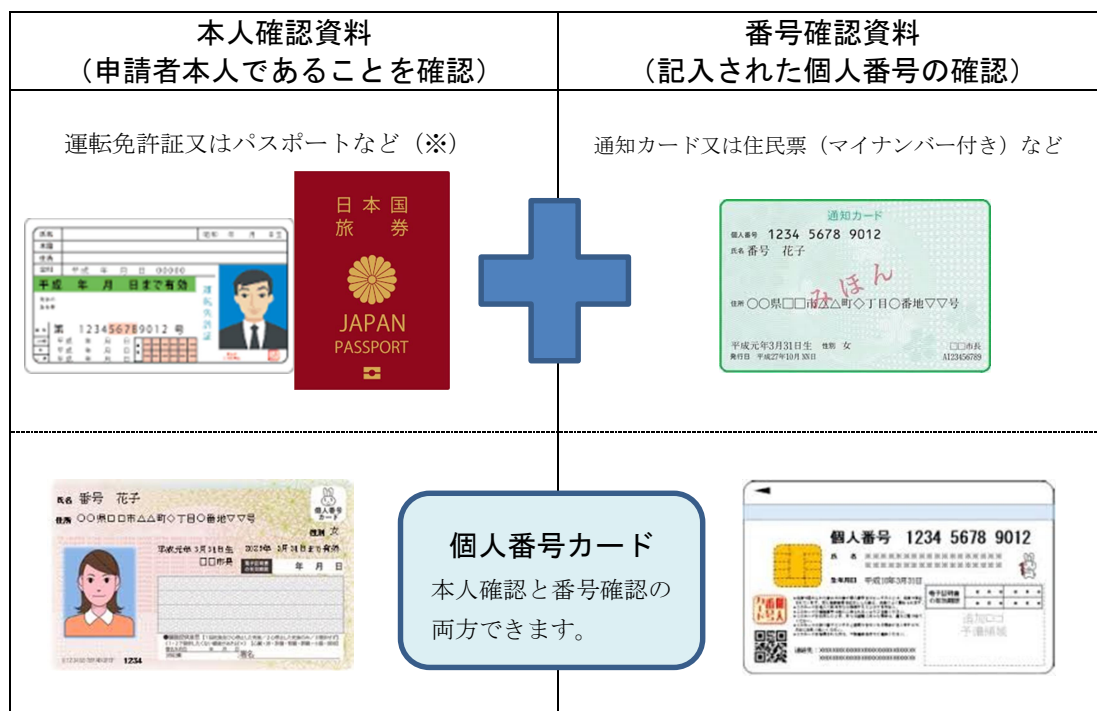
① 就学前教育課の窓口提出する場合

「個人番号届出書」とともに、保護者及び入園児の「番号確認資料」及び申請者の「本人確認資料」を窓口を持参してください。職員が本人確認と番号確認を行います。

② 入園を希望する園に提出する場合

「個人番号届出書」とともに、保護者及び入園児の「番号確認資料」の全員分のコピー及び申請者の「本人確認資料」のコピーを封筒に入れ、のりで封をして提出してください。

なお、封筒の表に「入園希望の園名」、「児童名」、「年齢階層（〇歳児）」を記載してください。園で中身を確認することはありません。



※本人確認資料について

顔写真付きの本人確認資料を1点、もしくは顔写真なし身元確認資料を2点ご準備ください。

○1点で本人確認ができる書類

個人番号カード、運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど

○2点で本人確認ができる書類

健康保険証、介護保険証、各種保険の負担限度額認定証、年金手帳、年金証書、住基カード（写真なし）など

＜参考資料＞
玉野市幼保一体化等将来計画（抜粋）

表11 玉野市幼保一体化等地区別将来計画 改正案(R3年3月改正→現時点)

地区	小学校区	中学校区	保育園 (園児数)	幼稚園 (園児数)	取組方針
田井地区	田井	宇野	田井 (95人)	田井 (30人)	2園の統合を目指す
宇野 築港地区	築港		築港ちどり(民) (248人)	—	現状のとおり
	宇野		宇野 (37人)	宇野 (16人)	3園の統合を目指す
玉地区	玉	玉	玉認定こども園 (29人) (16人)		
玉原地区	玉原		玉原認定こども園 (81人) (4人)		
和田地区	日比	日比	和田 (21人)		4園の統合を目指す (和田幼稚園は令和5年度末で閉園し、 日比幼稚園に統合済)
日比地区	第二日比		渋川 (21人)	日比 (9人)	
荘内地区	荘内	荘内	紅陽台ちどり (民) (65人)	荘内 (27人)	紅陽台ちどり保育園と槌ヶ原ちどり保育園は、現状のとおり 荘内幼稚園と荘内南幼稚園は統合済 (荘内南幼稚園は令和6年度末で閉園し、在園児は荘内幼稚園へ転園)
			槌ヶ原ちどり (民) (288人)		
八浜地区	八浜	八浜	八浜認定こども園 (76人) (4人)		現状のとおり
	大崎		大崎認定こども園 (62人) (3人)		現状のとおり
山田地区	後閑	山田	サンマリン認定こども園 (95人) (12人)		鉾立認定こども園は令和3年度末で閉園し、 サンマリン認定こども園に統合済
	山田				
東児地区	胸上	東児	 鉾立認定こども園		
	鉾立				